

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。 ※ 実施市町村数：42（R3）→ 586（R8）（予定）
- ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・子ども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
 - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
 - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

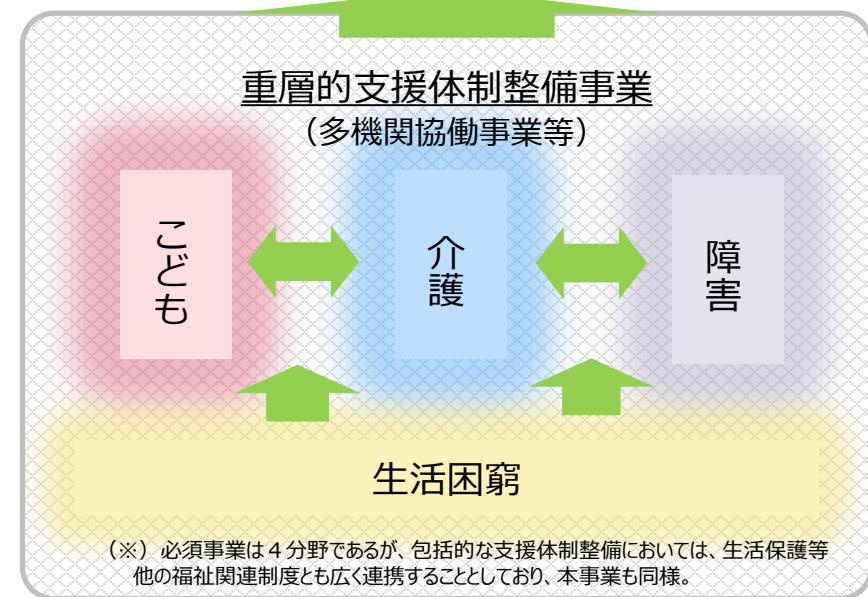
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

＜交付基準額等＞

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

«重層的支援体制整備事業のイメージ»

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化



（※）必須事業は4分野であるが、包括的な支援体制整備においては、生活保護等他の福祉関連制度とも広く連携することとしており、本事業も同様。

（※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないことなどが課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度当初予算案： 844億円（718億円）

※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額
 ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 - ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 - ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 - ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。
 - ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

実施市町村数

7年度：471、8年度：586（予定）**2**